

今、パレスティナから立ち退きを根絶しよう！

居住者協会、国際ネットワーク、ボランティア

グループ、NGO、公共団体そして世界中の市民は、断続的なイスラエルにおけるパレスティナ人（1948年イスラエルの独立と共にイスラエル市民権を有するパレスティナ人）そして（1967年以降に占領された）パレスティナの土地に住むパレスティナ人に対する立ち退き令と家屋破壊令について、公に非難すると共に怒りを表しました。

イスラエル国土省は、意図的に自国のパレスティナ人の居住を難しくするため、住宅地整備、都市計画と偽り、毎年何百ものパレスティナ人の家屋を破壊しました。その他にも、政府の関知する事のない、いつ家屋を壊されるか立ち退かなければならないかと、おびえながらその日を待たなければならない、不安定な状況にあるパレスティナ人の村々が多くあるのです。このような立ち退き令や家屋の破壊令などは、国際法規に違反するにかかわらず、「法令の執行」として施行されたのです。

1967年以降、エルサレム市、エルサレム政局そしてイスラエル国防省（IDF）は、パレスティナ占領地内の2万4千ものパレスティナ人の家屋を破壊してしまいました。「土地の浄化」としてパレスティナ人家族や共同体に追罰（懲戒的）を与えるこの軍事公使を土地計画、住宅整備（政策的）の「法令の執行」として行って来たのです。2008年12月、2009年1月、ガザ地区に対する行政罰、そして罰としての家屋の破壊は、1949年の第4ジュネーブ協定の見地からも、そしてイスラエル国防省自ずから「法的に正当化する事は非常に難しい」としています。エルサレム市、エルサレム政局、イスラエル国防省のイスラエル人移住者を占領地パレスティナに移住させる政策もまた国際法に違反しています。

イスラエルが批准しておりながら、家屋倒壊令と立ち退き令が明白に違反している国際法または国際法規は次の通りです：

第4回ジュネーブ条約（1949年）53条、147条 戦時における文民保護に関する条約
世界拷問等禁止条約（2002年）16条 最終報告書に関わらず

世界経済社会及び文化権利決議（2003年）11条 最終報告書関わらず
子供の権利条約（2002年）27条 最終報告書に関わらず
市民的及び政治的権利に関する国際規約（2003年）7条、12条、17条、26条
最終報告書に関わらず
女性差別撤廃条約（2005年）14条 最終注解に関わらず
人種差別撤廃条約（2007年）2条、3条、5条、最終報告書に関わらず

したがって、居住者協会、国際ネットワーク、ボランティアグループ、NGO
そして公共団体はパレスティナとイスラエルにおいて「
今、パレスティナから立ち退きを根絶しよう！」キャンペーンを行う事にしました。

どうぞ団結を示す同意をいただきたいと思います！

国際支援を求める

「今、パレスティナから立ち退きを根絶しよう！」

居住者協会、国際ネットワーク、ボランティア
グループ、NGO、公共団体そして世界中の市民は、断続的なイスラエルのパレスティ
ナ人（イスラエルの1948年独立と共にイスラエル市民権を有するパレスティナ人そし
て1967年以降に占領されたパレスティナの土地に住むパレスティナ人）に対する立ち
退き令と家屋倒壊令について、公に非難すると共に怒りを表しました。これらの家屋倒
壊令と立ち退き命令は、明らかに国際法規に違反しています。

よって私たちは、これらの違反行為を非難すると共に次の事を次の組織に訴えます：

イスラエル政府：

イスラエル国内、また占領地における支配力としてのパレスティナ人市民の家屋の破壊
を直ちに止める事；
全ての市民が求める、文化と経済に適した都市計画と整備施行を国の計画として統合す

る事；

第4ジュネーブ条約に追従する事。支配力を示す家族や地域住民への追罰、罰としての家屋の破壊を止める事；

何千というパレスティナ人の家屋を破壊する軍事行為の現状を正当化したり、地域の都市基盤設備に大損害を与えたり、パレスティナの将来性を制限する代わりに占領をやめてパレスティナ占領地から撤回する事；

東エルサレム、ヘブロン、全てのパレスティナ占領地において立ち退き令を止め、住民が土地と家を取り戻す計らいをする事；

イスラエルにおけるパレスティナ人市民から土地を没収する事を止める事；

直ちに保証を行う事。それは、パレスティナ人市民へ土地を返す事、強制退去させられた人々を帰させる事、賠償金の支払いをする事、適切な代替りの宿泊設備を提供する事、リハビリテーションを提供する事であり、また、アパートの住民を含め、家屋破壊を受けて住む所や所有物を無くしたり、結果的に職を失ったり、ホームレスになった人々を含め、全ての住民に謝罪し、二度と繰り返さない事を保証する事；

立ち退き命令によって国外生活を強いられた人々を国に帰す問題、家屋の破壊令、立ち退き令などの問題を、イスラエル政府と占領地に住むパレスティナ人市民、そして、居住者協会の代表、国際ネットワークグループ、NGO

、公共団体など、この問題に関心を持つ全ての団体が、同意できる公開討論の場を提供する事。

国際連合、ロシア、

連合、またアメリカ合衆国、（4重組織）そして全世界の政府：

公的にイスラエルの立ち退き令、家屋破壊令そして占領地への移住政策を非難し、イスラエル政府と国際連合へ抗議文を送る事；

イスラエル政府と軍が、占領地とイスラエルの領地に住むパレスティナ人の居住を尊重する政策を採るに至るまで、家屋破壊に利用する機械等の輸入を制限する事；

イスラエル政府のパレスティナ政策が、第四ジュネーブ条約やその他の少数民族、原住民族の人権尊重や占領政策を制限する国際法規に追従するまで、イスラエルとの貿易、国際関係を凍結する事；

立ち退き令、家屋の破壊令そして占領政策を終わらせるため、自国をイスラエルとの関係に影響させる事；

国際連合（国連人間住居センター）：

人間の居住する権利を守る国際的指針を尊厳し、これを確固とする。家屋破壊令と立ち退き命令ではない政策を採らせるため、問題を確認するため、そして問題を監視するため、個別に強制退去監視グループを至急に送る事。